

## 2月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月24日（火）午前10時～10時27分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 内山 信行、縄田 加奈江、正司 浩幸、村田 信男、  
磯部 恵子、河村 守浩、関谷 利彦、原野 英雄、  
富永 茂巳、阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、  
大草 知子  
・・・（15人）
4. 欠席委員 江本 政彦、河崎 貫一郎、野村 文雄・・・（3人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 非農地証明について  
議案第4号 事業計画変更承認について  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について  
  
第3 報告事項  
報告第1号 農地使用目的変更届について  
報告第2号 農地法施行規則第29条に該当する転用届について  
報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について  
報告第4号 公共事業の施行に伴う農地転用通知書について  
報告第5号 電気事業者が行う送電用施設等の設置に伴う農地の転用について
6. 事務局 富田局長補佐、高瀬係長

**議 長：** 定刻となりましたので、2月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 本日、久村局長は他の公務により欠席です。  
それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。  
欠席は3名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。  
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項28件及び報告事項5件となります。  
以上で報告を終わります。

**議 長：** 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
厚東地区の関谷委員、中立委員の大草委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。

ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、39番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、39番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページから10ページまでの厚南地区の議案、40番から43番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【厚南地区よろしいですか】

縄田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、40番から43番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの厚東地区の議案、44番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合

した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、これに関連して報告第2号-2があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

**議 長：** 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 【厚東地区よろしいですか】

河村委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。厚東地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、44番は、許可します。  
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は13ページ、15ページの西岐波地区の議案、104番、105番について説明します。訂正表にありますとおり、105番に訂正があります。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、105番の転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長、水利組合および一部郵送での対応となっていますが近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

**議 長：** 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしゅうございます。

**議 長：** 採決に入ります。西岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、104番、105番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は17ページから22ページまでの旧市地区の議案、106番から108番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、106番に関連して議案第4号の2番が提出されていますので、申し添えます。以上です。

**議 長：** 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

**議 長：** 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、106番から108番までは、許可します。

次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は23ページから52ページまでの議案、70番から84番までの15件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください。

70番、大字東岐波です。宅地として利用され、現在に至っています。

71番、大字東岐波です。耕作放棄され隣接地からの竹も繁茂し、現在に至っています。

72番、大字東岐波です。道路として利用され、現在に至っています。

73番、大字西岐波です。耕作放棄され灌木や雑草が繁茂し、現在に至っています。

74番、大字上宇部及び中山です。耕作放棄され雑木等が繁茂もしくは採石場として利用され、現在に至っています。

75番、恩田町五丁目です。宅地の一部として利用され、現在に至っています。

76番及び77番、則貞一丁目です。76番、77番は隣接した土地です。いずれも宅地への道路として利用され、現在に至っています。

78番、東琴芝一丁目です。隣接地と一体的に宅地として利用され、現在に至っています。

79番、上野中町です。駐車場として利用され、現在に至っています。

80番、西小串四丁目です。宅地の一部として利用され、現在に至っています。

81番、大字東須恵です。宅地として利用され、現在に至っています。

82番、大字東須恵です。宅地として利用され、現在に至っています。

83番、大字沖ノ旦です。耕作放棄され草木が繁茂し、現在に至っています。

84番、大字末信です。農業用倉庫の底地及び、宅地への進入路として利用され、現在に至っています。

以上です。

**議 長：** 様々な状況があります。本件について、質問、意見等ありますか。

大草委員： 昭和60年前からとか20年前からとか多種多様な現状・理由が出ていますけど、これはどういう時に60年前からとか気づくのでしょうか。例えば法務局が非農地申請を出すよう指示するのでしょうか。何故今になって地権者は気づくのでしょうか。

事務局： この非農地証明の申請については基準を作っております。山林・原野の場合は10年以上、宅地等の場合は20年以上であれば申請が可能です。手続きに至る理由は、土地を売却とか権利移動しようとした時に、土地の地目が農地であることが判明して申請に至っていると思われれます。土地の所有者がいろいろ調べる中で土地の登記事項証明書とかを確認すると、「相続した時からは既に家が建っているな」とか、「祖父の時代から山林原野になっている」等、そのようなことを考慮して年数が想定されているものと思われれます。以上です。

議長： はい。ありがとうございます。特に戦後の訳が分からなくなっている時があるんです。地番を間違えて申請したり建築許可申請も無い中で近所の大工さんに家を建ててもらったりする事が結構多いんですよ。だから、それを受継いだ子供たちが相続の事で調べてみたら、畑の上に家が建っているというパターンが多いです。なお税金の方は家が建ててあれば宅地として税金を納めていらっしゃる状況です。そういうパターンは結構あります。特に戦後の昭和30年以前に建てたような家は建築確認申請はありません。だから、畑の上に家が建っている事例は結構多いです。またいつの間にか畑に作業道ができて車が通るようになったり、水道管が埋設されたり等のパターンが多いです。  
何か他にご意見ございませんでしょうか。

縄田委員： 議案書の35ページと37ページの「公衆用道路」になっている持主は誰になるのですか。公のものですか。

議長： それは個人です。

縄田委員： では、売却したら道路の利用者はどうなるのでしょうか。

議長： 多分想像ですけど公衆用道路ですから市道にするかどうか市に聞くでしょうよ。市が買い受けるかどうかは分からない。

大草委員： そうしたら、ご近所の方は困りますよね。ご近所の方はこの道路を通らないと家に入れないですよ。この道路は所有者2人ですよ。これは、問題の多い道路ですね。今度から家を建てる時は、通路があっても良く確かめてから建てないといけません。

議長： だから現在ではこのような状況の奥には家が建ちません。昔は公衆用道路という形で許可申請はしております。今はありません。だから道路の持ち主の通行承諾の印鑑が無い限り家は建ちません。

議長： では採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。次に、議案第4号、事業計画変更申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は53ページの議案、2番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。

自宅の建設を目的に許可を受けたものの、当初計画者の転勤により建設が困難になったことを理由に事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。以上です。

**議 長：** 本件について、質問、意見等ありますか。  
この土地について、所有権はどうなっていますか。

事務局： 議案書53ページ議案第4号の2番でございます。これについては昭和48年に自己用住宅を建てるという事で転用許可が出ています。所有権は変わっております。この度の申請人に農地の権利移動はされています。以上です。

**議 長：** 現状はどうなっていますか。

事務局： 現状は畑でございます。当時は家を建てる計画ですが、それが達成されずに畑のままという事です。以上です。

**議 長：** 保全管理されているという事ですね。

事務局： そうです。

**議 長：** 結構こういうパターンは多いんだと思う。わかりました。  
それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、本件について承認することとします。  
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)の審査について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は55ページから68ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

**議 長：** 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

**議 長：** 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
【東岐波】、【西岐波】、【厚南】、【厚東】、【二俣瀬】、【小野】、【船木】、【万倉】、【吉部】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

**議 長：** 分かりました。それでは採決します。  
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。  
付議事項は終わりました。  
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

**事務局：** 総会報告事案は5件です。順に説明いたします。  
報告第1号、議案書は69ページです。上宇部地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。  
報告第2号、議案書は71ページです。農地法施行規則第29条に該当する転用についての届出です。先に説明しました議案第1号許可申請の44番に関連して、自宅前の農地のうち、115㎡を農業用倉庫として使用するもので、転用目的が200㎡未満の農業用施設に該当することから受理するものです。  
報告第3号、議案書は73ページから77ページまでです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。  
報告第4号、議案書は78ページです。宇部市水道局からの、旧市地区に所在する農地について、公共事業の施行に伴う付近住民及び工事車両の駐車場とするため一時転用する旨の通知です。  
報告第5号、議案書は79ページ、80ページです。電気事業者が送電用施設等の敷地に供するための転用は、転用許可不要とされています。この度、万倉地区内で鉄塔建替工事に伴う資材置場とするため一時転用する旨の報告です。  
以上です。

**議 長：** ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。  
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

**議 長：** すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、2月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:27)